

政令第三十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第三節 特例市に関する特例」を削る。

第九十三条中「区」の下に「又は総合区」を加える。

第九十八条の三第一項中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項を次のように改める。

この節の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合においては、市町村の選挙管理委員会に関する規定は区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなし、第九十二条第二項中「市町村の」とあるのは「区又は総合区の区域内において」とする。

第二百二十一条中「副市町村長」の下に「、指定都市の総合区長」を加える。

第四百十条ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「十日以内」を「十日以内」とに改める。

第七百七十四条の四十一を削り、第七百七十四条の四十二を第七百七十四条の四十一とする。

第七百七十四条の四十三を削る。

第七百七十四条の四十四の前の見出しを削り、同条第一項中「区に」を「指定都市の区（以下この章において「区」という。）に」に改め、同条第三項中「監査委員又は」の下に「当該区の」を加え、同条を第七百七十四条の四十二とし、同条の前に見出しとして「（区会計管理者）」を付する。

第七百七十四条の四十五を第七百七十四条の四十三とし、第七百七十四条の四十六を第七百七十四条の四十四とする。

第七百七十四条の四十七中「その区における」を「当該区の区域内において」に改め、同条を第七百七十四条の四十五とし、第七百七十四条の四十七の二を第七百七十四条の四十六とする。

第七百七十四条の四十八第二項中「外」を「ほか」に改め、同条を第七百七十四条の四十七とする。

第七百七十四条の四十九中「乃至第三百三十七条」を「から第三百三十七条まで」に、「これを」を「ついて

」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「一人」とあるのは、「一人」と、第三百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該区の選挙管理委員会の委員長」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「区又は総合区の選挙管理委員会の委員長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長）」に」と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七百七十四条の四十九を第七百七十四条の四十八とし、第二編第八章第一節中同条の次に次の八条を加える。

（総合区長の事務の引継ぎ）

第七百七十四条の四十八の二 第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十八条、第三百十条及び第三百三十一条の規定は、総合区長について準用する。この場合において、第二百二十三条第一項中「都道府県知事にあ

つては三十日以内、市町村長にあつては二十日以内にその担任する」とあるのは「十日以内に地方自治法第二百五十二条の二十の二第八項の規定により総合区長が執行することとされた」と、「引き継がなければならない」とあるのは「引き継がなければならない。ただし、市長から委任された事務があるときは、退職の日から十日以内に当該事務を市長に引き継がなければならない」と、同条第二項中「その担任する」とあるのは「同項本文に規定する」と、「副知事又は副市町村長（地方自治法第二百五十二条第二項又は第三項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理すべき職員を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の二十の二第六項の規定により総合区長の職務を代理すべき職員」と、「副知事又は副市町村長は」とあるのは「当該職員は」と、第三百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該総合区の総合区長」と、「当該地域が新たに属した普通地方公共団体の長」とあるのは「市長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の長）」と、同条第二項中「第二百二十三条」とあるのは「第二百二十三条第一項本文及び第二項」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場

合において、第二百二十三条第一項本文中「十日」とあるのは、「十日（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、二十日）」と読み替えるものとする」と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（総合区長が任免する職員から除かれる者）

第七十四条の四十八の三 地方自治法第二百五十二条の二十の二第九項の政令で定める職員は、総合区会計管理者及び総合区出納員その他の総合区会計職員とする。

（総合区が新たに設置された場合の総合区長の職務の特例）

第七十四条の四十八の四 総合区が新たに設置された場合においては、総合区長が選任されるまでの間は、市長がその職務を行う。

（総合区会計管理者）

第七十四条の四十八の五 総合区に総合区会計管理者一人を置く。

2 第七十四条の四十二第二項から第四項まで及び第七十四条の四十三の規定は、総合区会計管理者

について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十二第三項中「区長」とあるのは、「総合区長」と読み替えるものとする。

(総合区出納員その他の総合区会計職員)

第七百七十四条の四十八の六 総合区会計管理者の事務を補助させるため総合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができる。

2 第七百七十四条の四十四第二項から第四項までの規定は、総合区出納員その他の総合区会計職員について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「区会計管理者」とあるのは、「総合区会計管理者」と読み替えるものとする。

(総合区の選挙管理委員会)

第七百七十四条の四十八の七 第三百三十四条から第三百三十七条まで及び第四百十条中市の選挙管理委員会に関する規定並びに第七百七十四条の四十五から第七百七十四条の四十七までの規定は、総合区の選挙管理委員会について準用する。この場合において、第四百十条中「一人」とあるのは、「一人」と、第三百三十条第一項中「普通地方公共団体の廃置分合があつた」とあるのは「総合区が廃止された」と、「消滅

した普通地方公共団体の長」とあるのは「当該総合区の選挙管理委員会の委員長」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「区又は総合区の選挙管理委員会の委員長（当該地域が属する市が廃置分合により消滅したときは、当該地域が新たに属した普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員長）に」と、第三百三十一条中「都道府県に係る事務の引継ぎにあつては総務大臣、市町村に係る事務の引継ぎにあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告等）

第七百七十四条の四十八の八 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第四項の規定により勧告の求め（同条第二項に規定する勧告の求めをいう。以下この条において同じ。）の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県（同法第二百五十二条の二十一の二第一項に規定する包括都道府県をいう。次項及び第五項において同じ。）の知事及び国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

2 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第五項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道

府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならない。

3 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下この条において「勧告に関する意見」という。）は、勧告の求めがあつた日から九十日以内に述べなければならない。

4 指定都市都道府県勧告調整委員は、地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定により総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならない。

5 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があるときは、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人の出頭及び陳述を求め、又は指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人並びに勧告の求めに係る事件に係る者に対し、勧告に関する意見を述べるため必要な記録の提出を求めることができる。

6 地方自治法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告に関する意見の決定並びに前項の規

定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとする。

7 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に対し、勧告に関する意見を述べる経過について報告を求めることができる。

(総務省令への委任)

第七百七十四条の四十九 前条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續の細目は、総務省令で定める。

第二編第八章第三節の節名を削る。

第七百七十四条の四十九の二十を次のように改める。

第七百七十四条の四十九の二十 削除

第七百七十七条第二項中「をあらたに画し」を「若しくは総合区を新たに設け」に、「その」を「これらの」に改める。

第八十二条第三項中「あつては区」の下に「及び総合区」を加え、「合せて」を「合わせて」に改め

る。

第百九十条第二項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、「区」の下に「及び総合区」を加える。

第二百十二条の二の表第九十三条の項、第二百十二条の四の表第九十三条の項、第二百十三条の二の表第九十三条の項、第二百十四条の二の表第九十三条の項、第二百十五条の二の表第九十三条の項、第二百十六条の三の表第九十三条の項及び第二百十七条の二の表第九十三条の項中「区」の下に「又は総合区」を加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「、区」の下に「又は総合区」を加え、同条第三項中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（人口動態調査令の一部改正）

第三条 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「東京都及び」を「特別区の区長並びに」に、「区の区長」を「区長及び総合区長」に改める。  
(災害救助法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「又は当該市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号

二 激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十五条

三 阪神・淡路大震災についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成七年政令第十一号）第三条

四 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第五条

(土地改良法施行令の一部改正)

第五条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「又は区長」を「（総合区を含む。次項において同じ。）又は区長（総合区長を含む

む。）」に改める。

(漁業法施行令の一部改正)

第六条 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「あつては区」の下に「及び総合区」を加える。

(公職選挙法施行令の一部改正)

第七条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「一の区」の下に「(総合区を含む。第四百四十一条の二及び第四百四十一条の三を除き、以下同じ。）」を加える。

第四百四十一条の二の見出しを「(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)」に改め、同条第一項中「それぞれ区」及び「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第二項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

第四百四十一条の三第一項及び第二項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「により区」の下に「（総合区を含む。以下同じ。）」を加える。

（自動車登録令の一部改正）

第九条 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

（農地法施行令の一部改正）

第十条 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「により区」の下に「（総合区を含む。以下この条において同じ。）」を、「又は区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

（学校教育法施行令の一部改正）

第十一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「その区の区長」を「区長又は総合区長」に改める。

（自衛隊法施行令及び公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条 次に掲げる政令の規定中「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五十四条

二 公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第三百六十八号）附則第五条第九号

（建設機械登記令等の一部改正）

第十三条 次に掲げる政令の規定中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

一 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表の一の項添付情報欄

二 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）別表の十の項添付情報欄

三 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第三項

四 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表の三の項添付情報欄

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第十四条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三項を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「区を」を「区及び総合区を」に改め、同条第三項中「区」の下に「及び総合区」を加える。

（小売商業調整特別措置法施行令の一部改正）

第十六条 小売商業調整特別措置法施行令（昭和三十四年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第四号イ中「及び」を「を含むものとし、」に、「第二百五十二条の二十に規定する区を含む。以下」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。次号口において」に改める。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第十七条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「指定都市（以下）」の下に「この項において」を加え、「同法」を「又は同法」に改め、「中核市（以下）」の下に「この項において」を加え、「又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）」を削り、「中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第十八条 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令

目次中「第三章 特例市関係（第九条）」を削る。

第四条第一項中「の区」の下に「（総合区を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三章を削る。

（住居表示に関する法律施行令の一部改正）

第十九条 住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつては区」の下に「又は総合区」を加え、「おした」を「押した」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を加え、同表第九条第二項の項中「区」を「、区（総合区を含む。以下同じ。）」に改め、同表第十七条の二第一項の項を次のように改める。

第十七条の二第一項	
市町村名	その旨及び
市名及び区名又は総合区名	その旨並びに

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「の区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第十三条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を、「当該区」の下に「（総合区を含む。第三十条の十五第一項にお

いて同じ。）」を加え、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「及び区名」の下に「（総合区名を含む。次号において同じ。）」を加える。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第二十一条 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「苫小牧市」の下に「、川口市、所沢市」を、「市原市」の下に「、平塚市」を加え、「及び大牟田市」を「、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「特定粉じん」を「粉じん」に、「第二項各号」を「前項各号」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第五項中「及び特定特例市の長（以下この項において「政令市の長等」という。）」を削り、「政令市の長等に」を「政令市の長に」に改める。

（都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条 次に掲げる政令の規定中「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条

において「特例市」という。」及び「又は特例市」を削る。

一 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第五十二条

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第六  
十條

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第二十三条 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の  
長」を削る。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号

）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「ばい煙発生施設」の下に「、一般粉じん発生施設」を加え、同条第二号を削り、同  
条第三号中「前二号」を「前号」に、「、中核市及び特例市」を「及び中核市」に改め、同号を同条第二

号とする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正)

第二十五条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する事務及び」を削り、「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、「この項」を「この条」に改め、同項に次の二号を加える。

四 法第十二条の五の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

五 法第十二条の六第一項の規定による報告の徴収に関する事務

第八条第二項を同条とする。

(政治資金規正法施行令の一部改正)

第二十六条 政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号並びに第八条第一項並びに同条第二項の表第七条第一項の項及び第七条の二第一項の項中「その区」の下に「又は総合区」を加える。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)」を削り、「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に、「中核市、特例市にあつては特例市」を「、中核市」に改める。

(公証手数料令の一部改正)

第二十八条 公証手数料令(平成五年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び」を「の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

(計量法施行令の一部改正)

第二十九条 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とする。

(出入国管理及び難民認定法施行令等の一部改正)

第三十条 次に掲げる政令の規定中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

一 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条

二 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第五条第一項第一号

三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）第一条

四 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第十六条第一項

（被災者生活再建支援法施行令の一部改正）

第三十一条 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三十二条 次に掲げる政令の規定中「同法」を「若しくは同法」に改め、「若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」を削る。

一 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）第二十二條の表法第二十二條の四第三項の項

二 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）第五条ただし書

（地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の廃止）

第三十三条 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）は、廃止する。

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十四条 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「それぞれ区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項中「の区長」の下に「又は総合区の総合区長」を加える。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「区」の下に「又は総合区」を加える。

(土壤汚染対策法施行令の一部改正)

第三十六条 土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市の長」を削る。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正)

第三十七条 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令)

第三十八条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)」に改め、同条の表第三条第二項の項中「区長」の下に「(総合区長を含む。第三十二条及び第三十三条において同じ。)」を加え、同表第三十二条の項中「市及び区」の下に「(総合区を含む。)」を加える。

(不動産登記令の一部改正)

第三十九条 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第十六条第二項中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四十条 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「区」の下に「（総合区を含む。次項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

第五十二条第一項中「これらの規定（同法第七十四条の二第十項を除く。）」を「同法第七十四条の二第一項中「市町村の選挙管理委員会に」とあるのは「区（総合区を含む。以下この条及び次条において同じ。）の選挙管理委員会に」と、「市町村の選挙管理委員会は」とあるのは「区（総合区を含む。以下この条及び次条において同じ。）の選挙管理委員会は」と、「市町村の選挙管理委員会は」とあるのは「区（総合区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員会」とを加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「経て区」の下に「（総合区を含む。第四百四十一条及び第四百四十二条を除き、以下同じ。）」を加える。

第四百四十一条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「区の」を「区及び総合区

の」に改め、「とし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるもの」を削り、同条第二項中「の区長が作成した」と、同項第二号を「（総合区を含む。以下同じ。）の区長（総合区長を含む。以下同じ。）が作成した」と、同項第二号に改める。

第四百二十二条（見出しを含む。）中「区」の下に「及び総合区」を加える。

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十二条 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「については、区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

第十一条の表第七十条第一項の項中「の区」の下に「又は総合区」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第七条第二項の項中「区長は」を「区長（総合区長を含む。以下同じ。）は」に改め、同表第八条第一項の項中「当該区」の下に「（総合区を含む。次項及び第十七条第二項において同じ。）」を加える。

第四十四条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長（」の下に「総合区長を含む。」を加え、同表第十三条第二項の項中「当該区」の下に「（総合区を含む。第十五条第三項において同じ。）」を加え、同表第十五条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十五条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四号）の一部を次のよう

に改正する。

附則第三条第一項中「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項及び第三項中「区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

（復興庁組織令の一部改正）

第四十六条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の項中「中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四十七条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十九号及び第四十六条第九号中「国地方係争処理委員会及び」を「国地方係争処理委員会、」に改め、「自治紛争処理委員」の下に「及び指定都市都道府県勧告調整委員」を加える。

第四十七条の二第四号中「及び特例市」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行時特例市（改正法附則第二条に規定する施行時特例市をいう。以下同じ。）については、第一条の規定による改正前の地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の二十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事業に関する事務」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十

六年法律第四十二号) 附則第二条に規定する施行時特例市(以下この条において「施行時特例市」という。 )と、「特例市若しくは」とあるのは「施行時特例市若しくは」と、「特例市がした」とあるのは「施行時特例市がした」と、「事務を除く。」とあるのは「事務を除く。」を処理するもの」と、「特例市に」とあるのは「施行時特例市に」と、同条第二項中「特例市の市長」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号) 附則第二条に規定する施行時特例市(第二百二十三条第一項において「施行時特例市」という。)の市長」と、「特例市に対し、特例市」とあるのは「施行時特例市に対し、施行時特例市」と、同条第三項中「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「第七十条四の四十九の二十第一項」とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三十号) 附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた第七十四条の四十九の二十第一項」とする。

(土地区画整理法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行時特例市については、第十四条の規定による改正前の土地区画整理法施行令第七十七条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方自治法第二百五十二条の二十六の三

第一項の」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「法第三百三十六条の三」とあるのは「同法附則第三十四条の規定により読み替えて適用される法第三百三十六条の三」と、「地方自治法施行令」とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令」とする。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行時特例市に対する第十七条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第十五条第一項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この項において「施行時特例市」と、「又は中核市」とあるのは、「中核市又は施行時特例市」とする。

（大気汚染防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行時特例市については、第二十一条の規定による改正前の大気汚染防止法施行令（以下この条に

において「旧大気汚染防止令」という。）第十三条第一項及び第三項並びに附則第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「特例市の長に」とあるのは「施行時特例市の長に」と、同条第三項中「前項に規定する事務及び法」とあるのは「法」と、「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」と、旧大気汚染防止令附則第五項中「特定特例市」とあるのは「特定施行時特例市」とする。

（都市再開発法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行時特例市に対する第二十二条の規定による改正後の都市再開発法施行令第五十二条の規定の適用については、同条中「中核市」とあるのは「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号。以下この条において「平成二十六年地方自治法改正法」という。）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」と、「第百三十七条」とある

のは「第三百三十七条（平成二十六年地方自治法改正法附則第四十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「中核市の」とあるのは「中核市又は施行時特例市の」とする。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行時特例市に対する第二十二条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第六十条の規定の適用については、同条中「中核市」とあるのは「中核市」という。及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号。以下この条において「平成二十六年地方自治法改正法」という。）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」と、「第三百八条」とあるのは「第三百八条（平成二十六年地方自治法改正法附則第四十八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「中核市の」とあるのは「中核市又は施行時特例市の」とする。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行時特例市に対する第二十三条の規定による改正後の水質汚濁防止法施行令第十条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方

自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する「施行時特例市」とする。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行時特例市については、第二十四条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十四条（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二号中「前号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、同条第三号中「前二号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」とする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行時特例市については、第二十五条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第

八条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」と、「特例市の長に」とあるのは「施行時特例市の長に」とする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 施行時特例市に対する第二十七条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第四十六条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市」という。）及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号。以下この条において「平成二十六年地方自治法改正法」という。）附則第二条に規定する施行時特例市（以下この条において「施行時特例市」と、「第二百五十三条」とあるのは「第二百五条（平成二十六年地方自治法改正法附則第五十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「又は中核市」とあるのは「、中核市又は施行時特例市」と、「中核市」とあるのは「中核市、施行時特例市にあつては施行時特例市」とする。

(計量法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行時特例市については、第二十九条の規定による改正前の計量法施行令別表第一第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十二條の規定の適用については、同條の表法第二十条の四第三項の項中「若しくは同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法施行令第五条の規定の適用については、同条中「第九条本文」とあるのは「第九条本文（地方自治法の一部を改正す

る法律（平成二十六年法律第四十二号。以下この条において「平成二十六年地方自治法改正法」という。

）附則第六十九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、同条ただし書中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは平成二十六年地方自治法改正法附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（土壌汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壌汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

## 理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、総合区の設置及び指定都市都道府県調整会議における協議に係る総務大臣の勧告の手續に關し必要な事項を定めるとともに、特例市に關する規定を削除する等所要の規定の整備を行う必要があるからである。